

さいたま市手話言語条例素案（修正案）

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションを取ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、長年の間、言語として社会的に認識されていなかった手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、言語として明確に位置付けられた。

手話によるコミュニケーションが保障される社会の構築は、ろう者の意思疎通を円滑にし、市民の相互理解に欠かせないものである。

そこで、手話は言語であるという認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、全ての人が心を通わせ、相互の人格と個性を尊重し合う社会の実現を目指し、この条例を制定するものである。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識に基づき、手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の推進に必要な基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的な施策の推進を図り、もってろう者とろう者以外の者が共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) ろう者 聴覚に障害のある者であって、手話を言語として使用して日常生活及び社会生活を営むものをいう。
- (3) 手話通訳者等 手話通訳を行う者その他の手話に関わる者をいう。

(4) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 手話が、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を養い、知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることを理解すること。
- (2) 手話には地域で受け継がれてきた固有の表現があることを理解すること。
- (3) ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重しながら共生することを基本として、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行い、手話の普及その他の手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、ろう者及び手話通訳者等の協力を得て、基本理念に対する市民の理解を深めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民及び地域活動団体（地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体をいう。）は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、手話を使用しやすい地域社会の実現に努めるものとする。

2 ろう者は、基本理念に対する市民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者等は、基本理念にのっとり手話に関する技術の向上に努めるとともに、基本理念に対する市民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、第4条第1項の規定により次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進

するための方針（以下この条において「施策の推進方針」という。）を定めるものとする。

- (1) 手話に関する市民等の理解の促進及び手話の普及に関する施策
 - (2) 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策
 - (3) コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
 - (4) 災害時における支援に関する施策
 - (5) 手話通訳者等の確保及び養成のための施策
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策
- 2 施策の推進方針は、障害者のための施策に関する市の基本的な計画と調和が保たれたものでなければならない。
- 3 市は、施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くため、これらの者と協議の場を設けるものとする。

（財政上の措置）

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

- 2 市長は、この条例の施行後5年を目途として、手話言語に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。